

# 京都府人権教育・啓発施策推進懇話会専門委員会の概要について (第5回／平成29年度第2回)

- 1 日 時 平成29年11月15日(水) 午後6時から7時30分まで
- 2 場 所 京都ガーデンパレス『鞍馬』
- 3 出席者 薬師寺委員長・太田委員・北村委員・山本委員・伊藤委員・白浜委員  
京都府：人権啓発推進室長、国際課長他 関係部局職員
- 4 傍聴者 5名

## 5 議事の概要

### (1) ヘイトスピーチの解消に向けた府の取組について

「京都府公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続に関するガイドライン(以下GL)」(案)及びヘイトスピーチ解消法に基づく基本的施策の実施状況について説明し、各委員から意見聴取

#### **GL(案)のポイント**

##### ア 策定趣旨

ヘイトスピーチ解消法が「本邦外出身者に対する不当な差別的言動は許されない」と宣言したことは、他の法令解釈の指針となり得るとした国会審議等を踏まえ、「不当な差別的言動」が行われることが、客観的な事実を照らし、具体的に明らかに予測される場合に、施設管理者が各施設の設置・管理条例に基づく使用制限規定を解釈・運用する際に拠るべき基準として策定

##### イ 対 象

地方自治法第244条の規定による「公の施設」であって、府の設置・管理条例で定めるもの及びこれに準じる施設(指定管理者制度を導入したもの及び目的外使用許可により使用させるものを含む)

##### ウ 「不当な差別的言動」の定義

ヘイトスピーチ解消法の定義に基づく「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」

##### エ 使用制限に係る基本方針

###### ① 使用制限の考え方

公の施設の使用不許可について最高裁判所判決(いわゆる泉佐野市民会館事件判決及び上尾市福祉会館事件判決)が示した考え方を基本として、「不当な差別的言動」が行われることが、客観的な事実を照らし、具体的に明らかに予測される場合、例外的に不承認又は不許可とすべき。

###### ② 使用制限の要件

- このガイドラインによる「不当な差別的言動」が行われること
- このガイドラインによる「不当な差別的言動」が予測され、そのことによる紛争のおそれがあり、警察の警備等によっても混乱を防止できないことが見込まれるなど特別な事情があること

## オ 使用制限の実施

区 分	概 要
不承認等	施設の使用申請において、使用制限の要件に該当すると判断したとき、第三者機関から意見聴取の上、不承認等とすることができる。
承認等の取消	施設の使用承認等をした後、使用制限の要件に該当すると判断したとき、府行政手続条例に基づく手続を経た上で、その内容とともに第三者機関から意見聴取の上、承認等を取り消すことができる。
条件付き承認等	不特定多数が参加可能な集会等のため施設の使用承認等をする場合、次の条件を付ける。 ① このガイドラインによる「不当な差別的言動」を行わないこと ② ①の条件に違反することが、客観的な事実を照らし、具体的に明らかに予測される場合は、承認等を取り消すことができること

## カ 各施設における不承認等の具体的適用

適用規定	概 要
公序良俗に関する規定	ヘイトスピーチ解消法で「不当な差別的言動は許されない」と宣言されたことから、使用制限の要件に該当する場合は、公序良俗を害するものと解釈して不承認等とすることができる。
管理・運営上の支障に関する規定	「不当な差別的言動」が予測され、そのことによる紛争のおそれがあり、警察の警備等によっても混乱を防止できないことが見込まれるなど特別な事情がある場合は、不承認等とすることができる。

### **委員の主な意見**

#### ア 「不当な差別的言動」の定義について

- ▶ ヘイトスピーチ解消法の定義に該当しない「不当な差別的言動」については、GLには書かず個別の案件に応じて具体的に考えたとの説明だったが、書いておかないと、現場の職員には伝わらないのではないかと。同法附帯決議に沿った判断をしていくことを、GLのどこかに書いておくべき。

#### イ 使用制限の要件について

- ▶ 「不当な差別的言動」が予測されても、混乱を警察でも防止できないような場合でなければ不承認等にできないというのは、ヘイトスピーチ解消法の趣旨からしても制限を限定しすぎではないか。
- ▶ 「不当な差別的言動」が行われることが、客観的な事実を照らし、具体的に明らかに予測される場合は、「公序良俗」に係る要件で不承認等にできることとな

る。「管理・運営上の支障」に係る要件には、不当な差別的言動についての制限要件がかかっていないから、二つの要件いずれかで対応を考えるものと理解。

- ▶ 「公序良俗」に係る要件は不当な差別的言動が「行われる」ことを前提とし、「管理・運営上の支障」に係る要件では不当な差別的言動の「予測」を前提としていることが分かりにくさにつながっている。二つの要件は残し、文言を整理して次回委員会で提案を受けることとしたい。〈委員長→各委員異議なし〉

#### ウ 各施設における不承認等の具体的適用について

- ▶ 設置・管理条例で「公序良俗」に関する使用制限規定を持たない施設は、「管理・運営上の支障」に関する規定により、集会に反対する者による紛争・混乱を警察によっても防止できない場合しか不承認等とすることができないのか。
- ▶ 適用する使用制限規定それぞれ（「公序良俗」「管理・運営上の支障」）に、その根拠と具体的要件を、関係する最高裁判決を踏まえて記載すべき。
- ▶ 「管理・運営上の支障」に関する規定の適用について、不当な差別的言動が予測されたとしても、それに反対する者による混乱を防止できない場合でなければ不承認等とすることができず、そのまま使わせることになる。制限を限定しすぎではないか。
- ▶ 上尾・泉佐野の最高裁判決は、いずれも千名規模の集会で、かつ対立的セクトの存在が問題となったもの。ハイトスピーチの集会は、それほど大きなものにならないと考えられることからすると、この要件を設けることによって、中小規模の集会であれば使用承認等が得られるとのメッセージを送ることにならないか。
- ▶ 「公序良俗」と「管理・運営上の支障」に係る使用制限要件は「又は」の関係であり、中小規模の集会であっても、「公序良俗」に係る要件への該当が明白であれば、使用を制限できる。
- ▶ 設置・管理条例で「公序良俗」に関する使用制限規定が置かれていないものについては、「管理・運営上の支障」に係る要件だけでは限定的になり過ぎるとの指摘については、実際の条例での使用制限規定を見て考えるべき。

### **ハイトスピーチ解消法に基づく基本的施策の実施**

#### ア 相談体制の整備

- ▶ 「差別などの人権侵害に関する特設法律相談」窓口の開設、相談状況等について説明

#### イ 啓発活動等

- ▶ 平成28年度に重点的に実施した取組（人権フォーラムの開催・啓発パンフレットの作成）及び平成29年度における通年事業の中での継続的取組の考え方等について説明

## (2) その他

府議会への報告及び次回専門委員会の開催予定等を説明

#### ア 府議会への報告

- 平成29年12月議会に中間案（GL案の概要）を報告
- 平成30年2月議会に最終案を報告

#### イ 次回専門委員会

平成30年1月（予定）